

私は、日本共産党県議団として、提案されました議案49件のうちの34件に賛成し、反対する15件の内の主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第1号「平成22年度鹿児島県一般会計補正予算」についてであります。反対の理由は、給与費の中に、一昨年と昨年の人事委員会勧告にもとづく、昨年度のマイナス0.18%の給与の改定と、今年度のマイナス0.13%の給与の改定、期末・勤勉手当の0.2ヶ月分の減額など、23億8,028万円もの減額が含まれている点です。県として、民間が下がったから県職員の給料の引き下げでは、全体的にさらなる給料の引き下げを招くことになり、地域経済はいっそう冷え込むばかりです。県が、この負の連鎖を断ち切り、県職員が地域経済の活性化のための牽引役を果たせるような賃金保障を行うことを強く求める立場から、本議案に反対するものです。

次に、議案第19号「平成23年度鹿児島県一般会計予算」と議案第22号「平成23年度鹿児島県港湾整備事業特別会計予算」については、一括して反対理由を申し述べます。

来年度の予算に、この間私に取り上げてきた、特別支援学校のスクールバスの増便やリフト化、中種子養護学校の高等部の設置、また、予算要望していた、離島地域出産支援事業の対象に航空運賃も含めることや、難病相談・支援センターのハートピア内の設置などの予算が計上されている点については、住民の願いが実現し、歓迎するものです。

反対の主な理由の第1は、これまで本県財政を圧迫してきた大型開発に、相変わらず多額の予算が計上されている点です。当初予算は7771億1800万円ですが、その18.5%が公債費です。金利だけでも毎日1億円を払っていることになります。これだけの借金を作ってきた原因が、大型開発の公共事業ではありませんか。

人工島「マリンポートかごしま」にかかわって、一般会計予算には、6900万円。港湾整備特別会計には、埋立土砂搬入やそれに伴う環境整備や、1工区の維持管理に、4,697万円。合計1億9400余万円が計上されています。

緊急質問でも述べましたが、これ以上、人工島に税金を注ぎ込むことは止めるべきであります。

また、政策総務費に錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査として、1,975万円が計上されています。今議会での、桜島トンネルの実現の可能性を問う議員の質問に対して、知事は、「PFIや国としての事業の導入で、県費はほとんど要らずに事業可能となる」と答弁されました。国の事業と言っても、私たち国民の税金であります。国の財政破綻を招いたのも、全国各地で、大型開発の橋を架け、トンネルを掘り、空港を作り続けた結果ではありませんか。PFIについては、県は、2004年に「鹿児島県PFI等導入基本指針」を策定し、その中で「PFI導入による課題」として、「長期の事業期間にわたって、必要な資金の調達能力とリスクを負う能力が求められることから」「参画する企業は必然的に大企

業に限られてくることが想定される」としています。地元企業の活用にもなりません。本当に大隅半島の住民のみなさんにとって、必要な事業は何か考えるべきではないでしょうか。

また、県営住宅建設用地取得造成事業として、2億8,692万円でガーデンヒルズ松陽台の土地を購入する予算が計上されています。県営原良団地については、現地での建て替えを増やしてほしいという陳情が出されていますが、原良団地と同様に県営希望ヶ丘団地でも、松陽台への移転が進められようとしています。県住宅供給公社は、開発した妙円寺団地が半分も売れ残っているにもかかわらず、多額の借金でガーデンヒルズ松陽台を造成。ここがまた分譲が進まないために、県が公社に114億円も無利子で貸し付け、その金利の負担が当初予算に1億6,400万円計上されています。県は、これまでも30億円を超えて、ガーデンヒルズ松陽台に土地を購入してきましたが、県住宅供給公社への財政的支援のために、住民を犠牲にすることはやめて、地域の住民の願いに応え、現地での建て替えを進めるべきであります。

また、鹿児島臨空団地についても、土地購入費助成に2億2,800万円。分譲単価を抑えるための金利の負担に8千万円が計上されています。

県住宅供給公社も、県土地開発公社も、県民に借金のツケを回すような過去の開発について、反省と検証をすべきであります。

第2の理由は、県職員の給与に関して、給与表のマイナス改定や期末・勤勉手当の支給率の引き下げ、財政難を理由にした8年連続の賃金カットが含まれている点であります。

以上の理由で、これらの議案に反対するものです。

次に議案第31号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」についてあります。本議案の中には、商工労働部、技能検定実技試験手数料の引き上げが含まれています。この手数料は、政令において標準の金額が示されているものでありますが、金額自体は条例で定めることになっています。実技試験の会場など、本県の地理的な条件を考えても、また、現在、雇用状況が厳しい中で、国も県も予算を増額し、職業訓練を行い、雇用創出を図ろうとしていることから、技能検定試験の手数料の引き上げは、雇用対策に逆行するものであり、認めることはできません。

また、本議案には、保健福祉部、介護支援専門証の交付及び更新交付申請に係わる手数料の引き上げも含まれています。これは、ケアマネジャーの資格証の交付や更新の手数料をそれぞれ現在の2000円から2600円に3割も引き上げるというものです。九州各県との比較結果や事務費を計上していなかったとの理由によるものですが、この資格を得るための実務研修受講試験が、本県では、鹿児島市と奄美市の2箇所で行われることから、離島や僻地が多いという地理的な条件からすると、九州の他県と同列に考えられるべきではありません。また、受験手数料も8,600円必要であり、交付や更新の事務費は受益者負担でなく、行政の負担とすべきであります。よって、本議案に反対するものです。

次に、第32号「財産の取得について議決を求める件」についてであります。これは、産業廃棄物管理型最終処分場の整備に係わって、薩摩川内市川永野町字小奈多平及び百次町字

三ツ峯地内の土地25万6401.84㎡を、5億290万2,212円で、株式会社ガイアテックとその関係者個人3名、及び薩摩川内市から、取得するものです。

この産廃の最終処分場に関しては、地元4自治会のうち、未だ1自治会の合意をえていません。反対する自治会のみなさんは、そもそも、この場所が候補地に選ばれた理由について、納得できる説明が県からなされていないと主張しておられます。本議案の可決によって、土地の取得がなされ、整備計画がすすめられることになるものであり、この土地を整備地にすることについて、地元住民の合意がない中で、認めるわけにはいきません。よって、本議案に反対するものです。

次に陳情第1038号「保育制度改革に関する意見書について」、委員会審査結果では「継続」でありましたが、これは採択すべきであることを主張いたします。

民主党政権は昨年6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を公表し、今後国会での法案提出、2013年度からの「新システム」施行を目指すとしています。

この「新システム」は、介護保険制度がモデルとなっており、現行制度の児童福祉法第24条、「市町村の保育実施義務」の廃止が前提になっています。

「新システム」では、親は、市町村に申請し、保育時間の認定を受け、「幼保一体給付」額が決まります。親は、自分で保育所を探し、入所契約を結びます。保育所を利用して保育料を支払ったら、市町村は保育所にその人の公的保障額を支払うというシステムです。

現在は、「保育に欠ける」すべての子どもに保育所入所と保育保障は市町村の責任となっており、保育料は応能負担です。

ところが、「新システム」では、市町村の保育実施責任がなくなり、保育所入所は親の責任となり、市町村には「入所できない子ども」をカウントする責任もなくなり、「待機児童」という言葉自体もなくなります。預けた時間により応益負担になります。

また、保育所・幼稚園への財政措置も、補助金が全部廃止され、「幼保一体給付」が財源となることから、預かる子どもの時間に応じる形で、職員の採用もパート職員の雇用が主流になり、正規職員の雇用が難しくなります。

さらに、現行制度では、保育所等の施設の整備については、施設整備費補助金が別途用意されていますが、「新システム」では、施設整備に補助金はなく、事業者の責任で確保しておかなければならないことから、「幼保一体給付」は全額運営費に充てることができなくなってしまいます。

これらは、「新システム」の問題点の一部ではありますが、全国で保護者をはじめ、広い分野で「新システム」に反対する運動が高まり、現行保育制度の拡充や「新システム」反対を求める意見書を可決する自治体も増え始めています。

本県議会でも、本陳情を直ちに採択し、本陳情の項目に即した国への意見書を上げるべきであります。

次に、陳情第3135号「原良団地」建て替え問題に関する陳情について」委員会審査結果では、「継続」ではありますが、これは、採択すべきであることを主張いたします。

陳情書の提出者である「明和県営住宅を守る会」は、県営原良団地の住民のみならず、地域の住民のみなさんも参加し、1259名の署名を添えて出された陳情であります。私は、本議会の一般質問でも、これまでの1090戸という戸数が400戸に減るということが、明和地域にどんな影響を与えるか、お尋ねしましたが、まともに答えられませんでした。本陳情にあるように、地域の活力が弱くなったり失われる事ことは明らかであります。また、老朽化が激しい中で、建て替え期間の短縮や間取りなどへの要望は、住民として当然のことです。県議会としては、本陳情は採択し、住民の願いに応えるべきであります。

次に、陳情第3136号「住宅リフォーム助成制度」と「小規模工事登録制度」の創設を求める陳情書が委員会審査結果では、「不採択」となっていますが、採択すべきであることを主張いたします。

中小商工業のみなさんは、長引く深刻な不況の中で、苦しみ続けています。そういう中で、全国で注目され、期待されているのが、「住宅リフォーム助成制度」です。一般質問でも紹介しましたが、秋田県では、県の補助額の、実に23.5倍の経済波及効果が生まれています。本陳情は、本県の地域経済を支える中小零細の業者への支援を求めたものであり、どうして不採択となるのか、納得いきません。

本陳情は、採択し、県に、中小零細業者への支援を求めるべきであります。

最後に、陳情第5068号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書」について、委員会審査結果では、継続であります。採択すべきであることを主張いたします。

OECDヘルスデータによると、日本の社会保障給付費のGDP費は、31カ国中23位、医療費は22位となっています。また、百病床あたりの医師数、看護師数を主な国と比較すると、5分の1から2分の1の人数となっています。本件でも今議会に、県立病院の看護師不足から、安定的確保をめざし「県立病院看護師等修学資金条例」が提案されています。医療の現場では、過重労働から「ヒヤリ・ハット」というミスやニアミスが9割近くの看護師が経験しています。安全・安心の医療や介護の実現のために、本陳情にあるように、医師、看護師の大幅増員と夜勤の改善が必要です。よって、本陳情は採択し、国に対して必要な施策を求める意見書を提出すべきであることを申し述べ、討論を終わります。